

新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会の設置について

1. 市行動計画策定の経緯

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、平成25年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。

特措法に基づき、政府は新型インフルエンザ等の発生に備える「政府行動計画」を、都道府県及び市町村は地域における「行動計画」を策定することとされており、八戸市においては平成27年2月に「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画」を策定した。また、平成29年1月の保健所設置に伴い、保健所設置市としての役割等を追加するため、平成28年12月に改定を行った。

2. 市行動計画改定の概要

新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備を踏まえ、政府行動計画は令和6年7月に、青森県行動計画は令和7年4月にそれぞれ全面改定されたことから、市ではその内容を踏まえ、市行動計画を全面改定するもの。

3. 部会設置の趣旨

特措法においては、市町村行動計画を作成・変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととされている。（特措法第7条第3項、第8条第7項・第8項）

このことから、市行動計画の改定にあたり、八戸市地域保健医療対策協議会規則第5条第1項に基づき、当協議会に「新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、有識者から意見を聴取するもの。

※ 八戸市地域保健医療対策協議会会則第5条第1項

協議会は、地域における保健医療対策等に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。

4. 検討部会の構成等について

- (1) 検討部会は、八戸市地域保健医療対策協議会の会長（以下「協議会長」という。）が指名した協議会委員及び専門委員をもって構成する。（協議会規則第5条第2項）
- (2) 専門委員は専門事項を調査し、任期は調査及び検討の終了までとなる。（協議会規則第6条第1項・第2項）

5. スケジュール（予定）

令和7年 8月	・ 令和7年度第1回八戸市地域保健医療対策協議会（部会設置） ・ 第1回検討部会（意見聴取）
9月	・ 検討部会委員からの意見受付（書面）
11月	・ 第2回検討部会（意見対応状況の報告等）
12月	・ パブリックコメント（市民からの意見募集）
令和8年 2月	・ 改定予定
3月	・ 令和7年度第2回八戸市地域保健医療対策協議会（報告）

【参考】平成28年度（前回部会設置時）の委員構成

選出区分	所 属
(1)指名委員 ※医対協委員の中から 医対協会長が指名	一般社団法人 八戸市医師会 副会長
	公益財団法人 八戸市総合健診センター 常務理事
	八戸歯科医師会 会長
	一般社団法人 八戸薬剤師会 会長
	公益社団法人 青森県看護協会三八支部
(2)専門委員	八戸商工会議所 事務局次長
	青森県 三八地域県民局地域健康福祉部 保健総室 指導予防課長